

平成 22 年度定期監査(10) (建築物)監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 12 月 9 日から平成 23 年 2 月 3 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 22 年度の建築物が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

更に、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書の作成は適切に行われているか。また、環境等への配慮はされているか。

ウ 施設利用者、児童への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書にそって施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督（監理）は、適切に行われているか。

(4) 監査対象施設および工事

ア 練馬区立田柄特別養護老人ホーム等 [練馬区田柄四丁目 12 番 10 号]
大規模改修工事、同電気設備工事、同機械設備工事、同工事監理業務委託

イ 練馬区立豊玉南小学校 [練馬区豊玉南二丁目 14 番 1 号]
校舎等改築工事、同電気設備工事、同太陽光発電設備工事、同機械設備工事、同工事監理業務委託

(5) 監査対象部課

ア 総務部施設管理課

イ 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課

ウ 教育委員会事務局学校教育部施設給食課

2 監査の結果

適正に行われていた。